

## 令和5年第2回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年 2月 15日(水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |     |       |     |        |     |        |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長  | 山本 正二 |     |        |     |        |
| 1番  | 井上 建夫 | 2番  | 井町 哲   | 3番  | 村上 浩一  |
| 4番  | 縄田 善博 | 5番  | 倉増 知   | 6番  | 安部 好恵  |
| 7番  | 俵 薫   | 8番  | 中嶋 誠   | 9番  | 石田 健治郎 |
| 10番 | 萬代 泰生 | 11番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 前田 耕次  |
| 13番 | 伊藤 新司 | 14番 | 中野 修   | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 岸 英法  | 17番 | 武藤 康志  | 18番 | 安富 法明  |
| 19番 | 山本 正二 |     |        |     |        |
- 4 出席推進委員
- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 嶋田 義文 | 阿野 秀文 | 岩山 澄男 |
| 山田 孝治 | 松原 正晴 | 安永 彰  |
- 5 欠席農業委員
- 6 欠席推進委員
- 7 事務局
- |      |       |     |       |    |       |
|------|-------|-----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 吉村 昌展 | 副主幹 | 井村 光敬 | 主事 | 小幡 和希 |
|------|-------|-----|-------|----|-------|

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 5 年第 2 回総会を開催いたします。本日の出席委員、全員出席でございます。よって定数に達しておりますので本総会は成立することをご報告いたします。それでは只今より美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名をしたいと思いますがよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは指名をいたします。7 番俵委員、8 番中嶋委員、よろしく願いいたします。それでは議事にはいりたいと思います。議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4 件朗読</p> <p>1 件目。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、後程説明します、報告第 3 号により自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。農機具の保有状況より、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1000㎡以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載の通りです。自宅から離れている農地での耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号～第 7 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3 件目。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。遠方に居住しており、耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、後程説明します、報告第 3 号により自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号～第 7 号の許可要件</p>

	<p>のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載の通りです。遠方に居住しており、耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
前田委員	<p>12番の前田です。去る2月7日、山本会長、伊藤委員と前田、事務局2名の計5名で現地調査をしましたのでご報告いたします。まず番号1、資料1ですが●●から●●に進み、●●先の信号を左折して●●の●●を約350m進んだところの右手の住宅地のそばに申請地があります。申請地は管理が行き届いており特に問題はありません。審議の程よろしくお願いたします。</p>
伊藤委員	<p>伊藤です。では2番にいきます。●●から●●に行く道の途中に●●さんがあるんですが、その近くの自作の畑を見に行きました。今の季節ですので野菜は少しでしたけど、ちゃんと植えてあって、ちゃんと管理されているなと思いました。特に問題はないと思います。続きまして3番●●の●●さんのところですが、●●へ行く道の途中に昔●●という施設がありました。その真後ろにあたります。川が一本ありますがそれを超えて、その真後ろのところに●●さんの自宅がありました。また現況証明のことも出てくるんですが、ちゃんと耕作管理されているなと思いました。特に問題はないと思いました。</p>
前田委員	<p>続きまして番号4、資料4です。権利移動については問題ありませんけれど●●さんの宅地のそばの周り、●●の●●の●●の土地が水田か雑種地かという耕作確認を行いました。図面はありませんが、この時には梅やザクロが植えてあり、農地として使われていることが確認できました。会長さんにかありましたらお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いたします。</p>
松原推進委員	<p>はい、松原と申します。1番目なんですけど今、前田委員さんの説明があった通り問題ないと思いますのでよろしくお願いたします。</p>
岩山推進委員	<p>大田推進委員の岩山です。当日現地調査にはちょっと遅れましたが、後日確認しております。この方は●●で広くお父さんが田ん</p>

安永推進委員	<p>ぼをやっておられます。その長男さんが2年前ぐらいから専業で農業やるということで、●●の田んぼをどんどん増やしていく途中です。というような方ですので、審議の程よろしくをお願いします。</p> <p>真名の推進委員の安永です。譲受人の●●さんは養鶏と稲作と自営でやっておられます。耕作に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。</p>
阿野推進委員	<p>4番です。事務局の説明、また委員さんのご報告の通りと思います。会長、委員さんからありました件をお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員さんの方より4番について僕の方からということがありましたので、先程委員の説明の中に雑種地か農地かという話がありましたけれども、ここの登記簿の登記上の地目は雑種地でございます。雑種地の中に、課税の区分けで農地、田というふうになっております。実際には昔は田で作っておられたのかもわかりませんが、今は先程の現地調査の担当委員の報告の通り、梅、柿、ザクロと果樹が植栽してあります。出て来られたのが多分お嫁さんだと思うんですけど、鹿が出てきて植えても植えてもものを食べるってことなんで、今言いました木はかなり大きなようで、鹿の被害を受けてないように思いますし、あとは草なんかあまり採らないようなところだったんですけど、ないくらいにきれいに家のそばなんですけど、きれいに食べているようです。以上でございます。委員の皆さんよりなにかご質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第1号について、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請地は、●●から北西へ1.6kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>

議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
前田委員	はい、●●から●●に向かいますと●●の●●がありますけど、それを過ぎると右側に●●の●●がありますけども、その手前の信号を右に約160m進んだ右側に申請地があります。現在休耕田になっております。申請地は東西とも市道で区切られており、問題はありません。しかし南北側は現在、水田を作っております。設置にあたり周りの耕作者との了解は得ているとのことなので特に問題ありません。よろしくをお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いします。
山田推進委員	伊佐地区の山田です。前田委員が言われたように別に異常はありませんのでご審議の程よろしくお願ひしたいと思ひます。
議長	はい、ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思ひます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。
安富職務代理	農業振興地域の場所にかかってない？
議長	<p>かかってないです。準工業です。全部かかっていません。</p> <p>他になにかございせんか？今、職務代理より農振の関係はどうかとございましたけど、ここは準工業地域で農振地区外でございます。ちょっと参考までに、この農振地区は川から、●●側は農振地域ですが川から南側の●●側の方は農振地域ではございません。準工業になっております。他にありませんか。ないようでしたら採決に移りたいと思ひますが、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは議案第2号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは本日配布しております、令和5年2月28日告示、令和5年3月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で2筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計しまして3254㎡。貸し手が1名、受け手が1名でございます。内訳は4ページ目でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>あ、すみません。いいです。集積計画ですからいいです。永嶺さん本人いらっしゃるんで退席と思いましたが、永嶺さんすみませんけど発言権ございませんので。</p>
永嶺推進委員	<p>これいここです。</p>
議長	<p>いとこなの。本人やなかった。ごめんなさい。委員の皆さんより何かご質疑等ございましたらお願いいたします。ございませんか？</p>
馬屋原委員	<p>意見じゃないけど、ちょっと参考までに聞いとく。賃料が2万なんがしになつとる。これなに？梨かなんか？</p>
議長	<p>梨です。</p>
馬屋原委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>ほかにございませんか？ないようでしたら採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは議事順位第4 報告第1号 公共工事に伴う転用の届出についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>

事務局	1 件目。美祢市建設課より転用届が提出されました。●●のため、工事中仮設道路、資材置場として令和5年5月31日までの一時転用です。以上報告いたします。
議長	はい、ありがとうございます。豊田前の今日は委員さん一人もいらっしゃいませんね。地元委員さんの意見を聞こうかと思いましたがお休みのようでございますので、意見聞けませんけれど、市の方から出ておりますので建設課が最終的には責任をもちますので、私としては大丈夫じゃないかなというふうに思っております。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。別に無いようでございましたら報告事項でございますので終わらせていただきます。 それでは続きまして議事順位第5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知を報告事項の朗読ならびに説明を事務局よりお願いします。
事務局	5 件朗読。 1 件目から3 件目は高齢による経営規模縮小のため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。4 件目、5 件目は機械の運搬が困難なため双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっていません。以上報告いたします。
議長	はい、ありがとうございます。井町さん、どうなっているか、もしわかれば説明をお願いします。
井町委員	2 番の井町ですが、別府地区の方に協議をいたしました。次が大変厳しいと思っております。永嶺さんとも協力して探したいと思っております。私は厳しいと思っております。
議長	よろしく申し上げます。委員の皆さん他にご意見ございましたらお願いいたします。 井町委員と永嶺さんですよ。2 人にちょっと奮闘してもらおうと思っております。ということで報告事項を終わりたいと思っておりますがよろしいですか。報告第2号につきましては終わらせていただきます。 それでは議事順位第6 報告第3号 農地転用現況証明について事務局より報告事項の朗読ならびに説明をお願いします。
事務局	4 件朗読 1 件目。申請が2 筆。昭和60年頃に倉庫を建築し、平成14年に拌み所を建立し現在に至ります。

	<p>2件目。20年以上前に耕作放棄後、現在は原野となっている状況でございます。</p> <p>3件目。申請が7筆。859番については、平成13年頃に耕作放棄後、現在は山林の一部となっている状況でございます。●●については、昭和63年頃より通路として利用され、現在に至ります。●●については、50年以上前より、自宅への進入路として利用され現在に至ります。●●については、平成3年に居宅が増築され、現在に至ります。●●については、50年以上前に小屋を取り壊し、現在は物置となっている状況でございます。●●、●●については、平成10年頃に耕作放棄後、現在は、笹・雑木等が繁茂している状況でございます。</p> <p>4件目。申請が2筆。2筆とも20年以上前に居宅及び倉庫の敷地として利用され現在に至ります。以上、報告いたします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
前田委員	<p>番号1資料7です。ここは●●から●●に抜ける●●がありますけども●●の事務所と●●の間に位置しております。申請地は昭和60年頃に写真のような倉庫を立てられ、平成14年頃倉庫の裏側に写真のような坪み所を建立しているのが現状でございます。続きまして番号2資料8です。これは先程出てきました●●の先の県道を左折しまして、約1km進んだところから山の方に入り右折をしまして谷筋に入り、約300mぐらい上りきったところに申請地があります。申請地は20年ぐらい前に耕作が放棄され、現在は竹林が生え写真のような原野になっているのが現状です。</p>
伊藤委員	<p>続きまして3番資料は9、13ページです。これは先程お話しした●●さんの●●の裏の方の自宅近くです。写真がありますがそのように20年30年50年と経っているわけですけども、このような状態になっています。そして●●と●●につきましては見に行っておりませんがこの写真のように笹や木が繁茂しております。続きまして4番、これは●●の●●さんの自宅です。これは●●の裏側にあたります。川沿いにずっと●●方面に行きますと、おうちがございます。写真のように20年以上前に居宅、倉庫など利用して現在に至っているということです。以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いします。
嶋田推進委員	於福地区の嶋田です。当日現地調査の日、時刻を遅れて現地に参りました。委員ご説明の通りなんら支障はないと思いますので審議の程よろしくをお願いします。

松原推進委員	松原と申します。2番目の件なんですけど、前田委員さんの報告があった通り問題はないと思いますのでよろしくお願いします。
安永推進委員	真長田の推進委員の安永です。3条で申請されたときにですね、一緒にこの現況確認をきれいにするとということを出ております。問題はないと思いますので審議よろしくお願いします。 続いて4番もですか。推進委員の安永ですが、委員の言われたように問題はないと思います。よろしくご審議お願いします。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ありましたらお願いします。よろしいですか。 (はいの声) それでは報告第3号を終わらせていただきます。 それでは議事順位第7 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について事務局より報告事項の朗読ならびに説明をお願いします。
事務局	今回15ページ目以降にありますように3件、●●、●●、●●から提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ適正でありましたところご報告申し上げます。以上でございます。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かこれにつきましてご意見等ございましたらお願いいたします。 よろしいですか。
議長	それでは報告第4号につきまして終わらせていただきます。では続きましてその他の方に移りたいと思います。今回は農業相談日の相談がございました。よって報告はありません。以上で本日の審議はすべて終わりたいと思いますが、委員の皆さんより何かこれだけは言っておかなければいけないとかいうようなご意見ございましたらお願いいたします。ないようでしたら事務局より今後の日程等についてお願いいたします。
事務局	農地法関係の申請の締め切りを毎月月末とさせていただいているんですけど、郵送の関係で、今、土日の配送がなかったりちょっと配達日数が伸びてきて、今年に入って現地調査の資料を各委員に事務局が届けているようになってはいるんですけど、それも事務局の負担がちょっと大きくなるので3月から締め切りを毎月25日にさせていただこうと思っております。地元の方から申請の相談とかがあれば3月からちょっと締め切りが早くなることを伝えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

議長	<p>続きまして、2点ございます。1点目は今後の日程についてになります。本日配布しております令和5年3月の日程についてをご覧ください。次回の総会は3月16日木曜日午後2時から美祢市民会館2階大会議室で行います。農業相談日は3月14日火曜日、時間は9時から当番委員美祢地区馬屋原委員、美東地区井上委員、秋芳地区前田委員よりお願いします。現地調査は3月7日火曜日、9時からございます。当番委員は萬代委員、石田委員よりお願いいたします。それと別に令和5年4月から7月までの当番表も配布しておりますのでご覧いただければと思います。</p> <p>二点目になりますが、次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の再募集についてになります。前回の募集では募集人数に達していませんでしたので、2月1日から2月28日まで追加募集をしております。よろしくお願いします。私からは以上です。</p> <p>私の方から2点説明の方させていただきます。1つ目です。利用権設定についてでございます。昨年10月から利用権設定の更新並びに新規の設定者の開拓等いろいろご尽力いただきましてありがとうございました。本日の総会をもちまして令和5年の4月1日開始分の利用権設定は締めさせていただきます。以後提出されるものについては令和5年の5月1日開始になりますので皆さんよろしくお願いします。本日何件かいただきましたけど、この後もし提出される方がございましたら私の方までよろしくお願いします。2つ目です。2月20日に午前10時より市民会館において農作業標準賃金の協議会を開催いたします。この会議は美祢市の令和5年度の農作業賃金についての最低賃金や他市の状況等踏まえた美祢市用として決定するものでございます。該当する農業委員の皆さまはご出席の程お願いします。私からは以上です。</p> <p>それでは以上をもちまして本日の総会を終わりたいと思います。</p> <p>午後2時50分閉会。</p> <p style="text-align: center;">議事録は正確なることを認め署名する。</p> <p style="text-align: right;">令和5年2月15日</p> <p style="text-align: right;">議長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p>
----	--

